

役員報酬規程

社会福祉法人 もやい聖友会

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員の職務)

第2条 常勤役員（理事長及び常務理事）の日常の業務として定めるものは、次の業務とする。ただし、当該業務について、常勤役員（理事長及び常務理事）個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において決定する。

(1) 理事長

- 1 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- 4 設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 10 法人の代表者としての各団体への加入及び活動への参加
- 11 法人の代表者としての各種広報活動
- 12 事業所所在地域における行事及び活動への参加を通じた地域交流
- 13 毎年度の予算案及び事業計画案の作成に関する業務
- 14 予算執行状況の管理監督に関する業務
- 15 法人の各事業所施設長及び管理者等の業務執行状況の管理監督に関する業務
- 16 利用者の日常の処遇に関する指導監督

(2) 常務理事

理事長の業務を補佐し、法人運営に従事する。

役員報酬規程

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員（理事長及び常務理事）については勤務実態に即して報酬を支給する。

2 常勤役員（理事長及び常務理事）の役員報酬の支給額は、前年度の実績により次年度を検討し、評議員会に諮り役員報酬表（表1）により決定する。

(役員、評議員の報酬及び費用弁償)

第4条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、評議員及び常勤役員（理事長及び常務理事）を除く役員（理事及び監事）の報酬は無報酬とする。

2 役員（理事及び監事）、評議員が理事会や評議員会などの各会に出席した場合は、費用弁償として1回の出席につき10,000円を支給する。ただし、一部の役員（理事長及び常務理事）には支給しない。

(退職功労金)

第5条 役員の退職功労金は評議員会の決議を得て支給することができる。

(改正)

第6条 この規程は、評議員会の決議を得て改正する。

附 則 この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、2018年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、2018年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2023年4月1日から施行する。

(表1)
役員報酬表

号級	月額報酬	号級	月額報酬
1号	245,000	21号	1,145,000
2号	290,000	22号	1,190,000
3号	335,000	23号	1,235,000
4号	380,000	24号	1,280,000
5号	425,000	25号	1,325,000
6号	470,000	26号	1,370,000
7号	515,000	27号	1,415,000
8号	560,000	28号	1,460,000
9号	605,000	29号	1,505,000
10号	650,000	30号	1,550,000
11号	695,000	31号	1,595,000
12号	740,000	32号	1,640,000
13号	785,000	33号	1,685,000
14号	830,000	34号	1,730,000
15号	875,000	35号	1,775,000
16号	920,000	36号	1,820,000
17号	965,000	37号	1,865,000
18号	1,010,000	38号	1,910,000
19号	1,055,000	39号	1,955,000
20号	1,100,000	40号	2,000,000